

鴨川市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 28 日

鴨川市水道事業管理者 鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市水道事業管理規程第 2 号

鴨川市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

鴨川市水道事業給水条例施行規程（平成 17 年鴨川市水道事業管理規程第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を次のように改める。

（料金の算定）

第 20 条 給水条例第 28 条第 1 項に規定する指定月は、次の表の左欄に掲げる給水区域に係る水道使用者について、それぞれ同表の右欄に掲げる月とする。

給水区域	月
磯村、貝渚、前原、横渚、八色、滑谷、打墨、花房、栗斗、太田学、大里、竹平、京田、川代、来秀、池田、太尾、坂東、押切、田原西、江見外堀、江見内遠野、江見西真門、江見東真門、西江見、東江見、江見青木、江見太夫崎、江見吉浦、太海浜、太海、太海西、天面、西山、代、宮、仲町、上、畑、西、東、二子	2 月、4 月、6 月、 8 月、10 月、12 月
広場、西町、東町、和泉、東元浜荻飛地、下小原、上小原、南小町、成川、北小町、主基西、宮山、吉尾西、吉尾平塚、仲、大川面、松尾寺、細野、横尾、寺門、北風原、大幡、大山平塚、釜沼、佐野、奈良林、古畑、金束、平塚、浜荻の一部、天津の一部、内浦の一部、小湊の一部、清澄の一部	1 月、3 月、5 月、 7 月、11 月

2 給水条例第 28 条第 1 項に規定する定例日は、毎月 8 日から末日までの間において管理者が定める。

第 21 条第 1 号中「前 3 月分」を「前 6 月分」に改める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。